

## 福祉医療制度を知っていますか

福祉医療制度は、加入する健康保険で医療機関を受診したときに、医療費の自己負担分を市が助成する制度です。

### 福祉医療制度の認定には申請が必要です

福祉医療制度の対象は、下表の資格要件を満たす人です。認定をまだ受けていない人は申請をしてください。申請は年金医療課・各支所市民サービス課で受け付けています。

受給資格者には「福祉医療費受給資格者証」または「福祉医療費受給資格者承認通知書」が交付され、医療機関で保険証と一緒に提示することで、医療費の自己負担分が助成されます。

### 福祉医療制度の利用方法

【県内で受診する場合】  
県内の医療機関を受診する場合は、保険証と一緒に福祉医療費受給資格者証などを医療機関の窓口で提示してください。自己負担分が無料になります。

※高額な医療費になる治療を受ける場合は、健康保険の保

険者が発行する「限度額適用認定証」を医療機関に提示してください。提示がない場合は、一部窓口で支払いが生じることがあります。

【県外で受診する場合】  
県外の医療機関を受診する場合は、医療費の自己負担分を医療機関の窓口で支払ってください。後日、年金医療課または各支所市民サービス課で申請すると、窓口で支払った自己負担分が支給（払い戻し）されます。

### ひとり親・重度心身障害者の受給資格者証を更新します

新しい受給資格者証を7月中旬に郵送します。8月1日（火）からは、新しい受給資格者証を使用してください。

前年の所得状況が分からない場合は、更新ができません。所得状況が分からない対象者には通知を発送していますので、所定の手続きを済ませてください。

### 重度心身障害者の受給資格者証を持っている皆さんへ

8月から、公平性の確保や制度を将来にわたって安定的に運営していくため、一定の所得がある人は福祉医療制度の助成対象外となります。対象外となる人には通知を発送します。

### 高校生世代の子どもの申請は済んでいますか

期日までに申請すると、9月下旬に受給者証を発送します。申請が済んでいない人は、専用ホームページから申請してください。



▲専用ホームページ

### 医療費の抑制にご協力を

福祉医療制度でかかる医療費は、皆さんの税金で支払われます。「早期の受診・治療、薬剤の適正な服用」、「重複・頻回受診を避ける」、「ジェネリック医薬品を希望する」など、ご協力をお願いします。



### 福祉医療制度一覧表

対象	資格要件	申請に必要な物
子ども	15歳の誕生日以後の最初の3月31日まで ※10月からは18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで	保険証
ひとり親	①18歳未満の子どもを扶養している母子・父子家庭 ②18歳未満の父母のない子ども ※①②ともに18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれは18歳の誕生日の前日まで	保険証・親の戸籍謄本・所得税の課税状況が確認できるもの(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)・結婚していない証明とその日本語訳(外国籍の人)
重度の障害者	身体障害者手帳1級または2級の人	保険証・身体障害者手帳
	障害年金1級の人	保険証・年金証書
	特別児童扶養手当1級または2級の人	保険証・特別児童扶養手当証書・認定通知書または有期認定通知書
精神疾患での受診者	療育手帳A判定の人、B1判定の人、B2判定で18歳未満の子ども ※B2判定は18歳の誕生日以後の最初の3月31日まで。4月1日生まれは18歳の誕生日の前日まで	保険証・療育手帳
	障害年金1級程度の障害で障害年金を受給できない人	保険証・所定の診断書
精神疾患での受診者	通院 自立支援医療費の受給者	保険証・自立支援医療受給者証
	入院 精神保健指定医により入院加療の必要があると診断され、本人、配偶者および世帯主の市民税の合計額が23万5,000円未満の世帯に属する人	保険証・本人、配偶者、世帯主および被保険者の市町村民税の課税状況が確認できる物(課税年度の1月1日に本市に住所がない人)

※課税年度の1月1日に本市に住所がない人は市町村民税の課税状況が確認できるものがが必要です

## 後期高齢者医療保険料の軽減特例が見直されます

将来の医療費の増大が見込まれる中、安心して医療を受けられる健康保険制度を維持するために、後期高齢者医療保険料は段階的に見直されています。詳しくは市ホームページを確認してください。

問い合わせ 年金医療課(☎27-2739)または群馬県後期高齢者医療広域連合(☎027-256-7171)



▲市ホームページ

### 令和5年度の後期高齢者医療保険料の均等割に係る軽減特例

世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	7割	1万3,710円
43万円+29万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	5割	2万2,850円
43万円+53万5千円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数-1)以下	2割	3万6,560円

### 年金・給与所得者の数の数え方

年金・給与所得者の数は次のいずれかの条件を満たす人の数です。

- 給与収入が55万円を超える人(事業専従者給与を除く)
  - 65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
  - 65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人
- ※1人も該当しない場合は、年金・給与所得者の数は1として計算してください

## 第3回 天明泥流で埋もれた田畑の発掘調査

### 宮柴前遺跡の発掘調査

利根川に面した清掃リサイクルセンター21の建設に伴う宮柴前遺跡の発掘調査では、深さ1~2メートルに及び天明泥流に飲み込まれた当時のままの水田や畑が確認されました。発掘調査が行われた範囲は、前橋藩領東上之宮村(東上之宮町)と、伊勢崎藩領小泉村(柴町)にあたります。天明3(1783)年の8月2日から浅間山噴火による軽石の降下が激しくなり、田や畑に厚く積もっていましたが、それにも増して泥流被害の大きかったこの地域は、8月5日にはなすすべなく家・水田・畑が泥流に埋もれてしまいました。

### 稲をなぎ倒した天明泥流

発掘調査では、厚さ1~2メートルの泥流と、その下の5センチメートルほど積もった噴火軽石層を

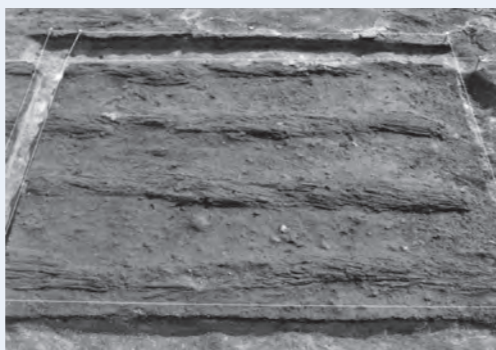


▲泥流の下から確認された水田(宮柴前遺跡)

取り除き、ようやく当時の水田や畑を確認することができました。水田では、泥流でなぎ倒された状態のままの稲や、雑草を取った際の手の跡、水田を歩いたはだしの跡、鳥の足跡などを確認することができ、泥流に埋まる前までは水田に水が張られ、稲が青々と成長している様子を想像できるようでした。

### 泥流で埋もれた大豆などの畑

また発掘調査では、幅の異なる2種類の畑の畝が確認されています。幕府への浅間山噴火被害報告では、伊勢崎町で大豆を中心に小豆・ササゲ・アワ・ヒエ・ゴマ・木綿などを作っていたと記されることから、発掘調査で確認された畑でも同様の作物が栽培されていたと考えられます。天明3年の8月5日、全てがそのまま泥流に埋め尽くされ、日常が奪い去られていったのです。



▲泥流でなぎ倒された稲(宮柴前遺跡)